

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
11	介護保険に関する事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

八千代市は、介護保険事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを低減させるために十分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

## 評価実施機関名

八千代市長

## 公表日

令和4年7月8日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	介護保険に関する事務
②事務の概要	介護保険法に基づき、被保険者の資格管理、保険料の賦課及び徴収、要介護認定及び保険給付を行う事務である。行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号)においては、別表第一68項の規定により、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 ①被保険者資格の取得・異動等に関する事務 ②要介護認定・要支援認定に関する事務 ③介護保険サービスの給付に関する事務 ④介護保険料の賦課・徴収に関する事務
③システムの名称	介護保険システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
介護保険情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	1. 番号法第9条にもとづく別表第一68の項 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年9月10日内閣府、総務省令第5号)第50条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[ 実施する ] <span style="float: right;">&lt;選択肢&gt; 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</span>
②法令上の根拠	1. 番号法別表第二(別表第二における情報提供の根拠) 1, 2, 3, 4, 5, 6, 8, 11, 17, 22, 26, 30, 33, 39, 42, 43, 56の2, 58, 61, 62, 80, 81, 87, 88, 90, 94, 95, 97, 108, 109, 119, 120の項 (別表第二における情報照会の根拠) 93, 94の項 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年12月12日内閣府、総務省令第7号)(主務省令における情報提供の根拠) 第1条, 第2条, 第3条, 第4条, 第5条, 第6条, 第7条, 第10条, 第12条の3, 第15条, 第19条, 第22条の2, 第24条の2, 第25条, 第25条の2, 第30条, 第31条の2, 第32条, 第33条, 第43条, 第43条の2, 第44条, 第47条, 第49条, 第55条, 第55条の2, 第59条の3 (主務省令における情報照会の根拠) 第46条, 第47条
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康福祉部 長寿支援課
②所属長の役職名	課長
6. 他の評価実施機関	
なし	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	〒276-8501 千葉県八千代市大和田新田312-5 八千代市役所 法務課 情報公開班 047-421-6713
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	〒276-8501 千葉県八千代市大和田新田312-5 八千代市役所 長寿支援課 047-421-6735

## II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[ 1万人以上10万人未満 ]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和4年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和4年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

## IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[ 基礎項目評価書 ]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書  2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [ ]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [ ]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [ ]接続しない(入手) [ ]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[ <input checked="" type="checkbox"/> ] 自己点検 [ ] 内部監査 [ ] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

## 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年7月13日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	1. 番号法別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) 1, 2, 3, 4, 5, 6, 22, 26, 30, 33, 39, 42, 43, 56の2, 58, 61, 62, 80, 81, 87, 90, 94, 95, 97, 117, 120の項 (別表第二における情報照会の根拠) 93, 94の項  2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年12月12日内閣府、総務省令第7号) (主務省令における情報提供の根拠) 第1条, 第2条, 第3条, 第4条, 第5条, 第6条, 第19条, 第25条, 第30条, 第32条, 第33条, 第43条, 第44条, 第47条, 第49条 (主務省令における情報照会の根拠) 第46条, 第47条	1. 番号法別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) 1, 2, 3, 4, 5, 6, 8, 11, 17, 22, 26, 30, 33, 39, 42, 43, 56の2, 58, 61, 62, 80, 81, 87, 88, 90, 94, 95, 97, 108, 109, 119の項 (別表第二における情報照会の根拠) 93, 94の項  2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年12月12日内閣府、総務省令第7号) (主務省令における情報提供の根拠) 第1条, 第2条, 第3条, 第4条, 第5条, 第6条, 第7条, 第10条, 第12条の3, 第15条, 第19条, 第25条, 第25条の2, 第30条, 第32条, 第33条, 第43条, 第43条の2, 第44条, 第47条, 第49条, 第55条, 第55条の2, 第59条の3 (主務省令における情報照会の根拠) 第46条, 第47条	事後	根拠法令の改正による
平成29年7月13日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	長寿支援課長 加藤 博士	長寿支援課長 島津 俊明	事後	人事異動による
平成29年7月13日	I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先	〒276-8501 千葉県八千代市大和田新田312-5 八千代市役所 情報管理課 情報公開室 047-483-1151(代)	〒276-8501 千葉県八千代市大和田新田312-5 八千代市役所 法務課 情報公開班 047-483-1151(代)	事後	組織改正による
平成29年7月13日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成27年2月28日 時点	平成29年5月31日 時点	事後	評価書の見直しによる

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年7月13日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成27年2月28日 時点	平成29年4月1日 時点	事後	評価書の見直しによる
平成30年5月30日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年12月12日内閣府、総務省令第7号) (主務省令における情報提供の根拠) 第1条, 第2条, 第3条, 第4条, 第5条, 第6条, 第7条, 第10条, 第12条の3, 第15条, 第19条, 第25条, 第25条の2, 第30条, 第32条, 第33条, 第43条, 第43条の2, 第44条, 第47条, 第49条, 第55条, 第55条の2, 第59条の3 (主務省令における情報照会の根拠) 第46条, 第47条	2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年12月12日内閣府、総務省令第7号) (主務省令における情報提供の根拠) 第1条, 第2条, 第3条, 第4条, 第5条, 第6条, 第7条, 第10条, 第12条の3, 第15条, 第19条, 第22条の2, 第24条の2, 第25条, 第25条の2, 第30条, 第31条の2, 第32条, 第33条, 第43条, 第43条の2, 第44条, 第47条, 第49条, 第55条, 第55条の2, 第59条の3 (主務省令における情報照会の根拠) 第46条, 第47条	事後	根拠法令の改正による
平成30年5月30日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	長寿支援課長 島津 俊明	長寿支援課長 山本 哲也	事後	人事異動による
平成30年5月30日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成29年5月31日 時点	平成30年4月1日 時点	事後	評価書の見直しによる
平成30年5月30日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成29年4月1日 時点	平成30年4月1日 時点	事後	評価書の見直しによる

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年6月24日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	長寿支援課長 山本 哲也	課長	事後	
令和2年6月24日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成30年4月1日 時点	平成31年4月1日 時点	事後	評価書の見直しによる
令和2年6月24日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成30年4月1日 時点	平成31年4月1日 時点	事後	評価書の見直しによる
	IVリスク対策	—	新様式への変更に伴い、「IVリスク対策」について記載	事後	
令和2年7月17日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報提供 ④法令上の根拠	2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年12月12日内閣府、総務省令第7号) (主務省令における情報提供の根拠) 第1条, 第2条, 第3条, 第4条, 第5条, 第6条, 第7条, 第10条, 第12条の3, 第15条, 第19条, 第22条の2, 第24条の2, 第25条, 第25条の2, 第30条, 第31条の2, 第32条, 第33条, 第43条, 第43条の2, 第44条, 第47条, 第49条, 第55条, 第55条の2, 第59条の3	2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年12月12日内閣府、総務省令第7号) (主務省令における情報提供の根拠) 第1条, 第2条, 第3条, 第4条, 第5条, 第6条, 第7条, 第10条, 第12条の3, 第15条, 第19条, 第22条の2, 第24条の2, 第25条, 第25条の2, 第30条, 第31条の2, 第32条, 第33条, 第43条, 第43条の2, 第44条, 第47条, 第49条, 第55条, 第55条の2	事後	評価書の見直しによる
令和2年7月17日	II しきい値判断項目 2. 対象人数 いつ時点の計数か	平成31年4月1日 時点	令和2年4月1日 時点	事後	評価書の見直しによる

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年7月17日	II しきい値判断項目 3. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成31年4月1日 時点	令和2年4月1日 時点	事後	評価書の見直しによる
令和3年11月25日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報提供 ④法令上の根拠	1. 番号法別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) 1, 2, 3, 4, 5, 6, 8, 11, 17, 22, 26, 30, 33, 39, 42, 43, 56の2, 58, 61, 62, 80, 81, 87, 88, 90, 94, 95, 97, 108, 109, 119の項 (別表第二における情報照会の根拠) 93, 94の項 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年12月12日内閣府、総務省令第7号) (主務省令における情報提供の根拠) 第1条, 第2条, 第3条, 第4条, 第5条, 第6条, 第7条, 第10条, 第12条の3, 第15条, 第19条, 第22条の2, 第24条の2, 第25条, 第25条の2, 第30条, 第31条の2, 第32条, 第33条, 第43条, 第43条の2, 第44条, 第47条, 第49条, 第55条, 第55条の2 (主務省令における情報照会の根拠) 第46条, 第47条	1. 番号法別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) 1, 2, 3, 4, 5, 6, 8, 11, 17, 22, 26, 30, 33, 39, 42, 43, 56の2, 58, 61, 62, 80, 81, 87, 88, 90, 94, 95, 97, 108, 109, 119, 120の項 (別表第二における情報照会の根拠) 93, 94の項 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年12月12日内閣府、総務省令第7号) (主務省令における情報提供の根拠) 第1条, 第2条, 第3条, 第4条, 第5条, 第6条, 第7条, 第10条, 第12条の3, 第15条, 第19条, 第22条の2, 第24条の2, 第25条, 第25条の2, 第30条, 第31条の2, 第32条, 第33条, 第43条, 第43条の2, 第44条, 第47条, 第49条, 第55条, 第55条の2, 第59条の3 (主務省令における情報照会の根拠) 第46条, 第47条	事後	評価書の見直しによる
令和3年11月25日	I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	〒276-8501 千葉県八千代市大和田新田312-5 八千代市役所 法務課 情報公開班 047-483-1151(代)	〒276-8501 千葉県八千代市大和田新田312-5 八千代市役所 法務課 情報公開班 047-421-6713	事後	請求先電話番号変更
令和3年11月25日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	〒276-8501 千葉県八千代市大和田新田312-5 八千代市役所 長寿支援課 047-483-1151(代)	〒276-8501 千葉県八千代市大和田新田312-5 八千代市役所 長寿支援課 047-421-6735	事後	連絡先電話番号変更



変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年11月25日	II しきい値判断項目 2. 対象人数 いつ時点の計数か	令和2年4月1日 時点	令和3年4月1日 時点	事後	評価書の見直しによる
令和3年11月25日	II しきい値判断項目 3. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和2年4月1日 時点	令和3年4月1日 時点	事後	評価書の見直しによる
令和4年7月8日	II しきい値判断項目 2. 対象人数 いつ時点の計数か	令和3年4月1日 時点	令和4年4月1日 時点	事後	評価書の見直しによる
令和4年7月8日	II しきい値判断項目 3. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和3年4月1日 時点	令和4年4月1日 時点	事後	評価書の見直しによる